

令和元年9月20日
こども未来部保育課

幼児教育・保育の無償化について

1 国制度の概要

(1) 認可保育所

3歳から5歳までの全てのこどもおよび0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化

※延長保育料や施設で実費徴収する費用については無償化の対象外

(2) 認可外保育施設

3歳から5歳までのこどもは月額3万7,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもは月額4万2,000円まで無償

2 本区の対応（案）

国の無償化とあわせて、認可保育園の利用児童に対して、区として以下の対応をおこなう。

(1) 副食費の取り扱い

公費負担とする。

(2) 東京都保育所等利用多子世帯負担軽減事業

国の無償化制度に上乗せする形で、第1子が小学生以上の場合、多子区分を拡大し、第2子保育料を半額、第3子保育料を無償とし、費用の一部を都が独自に補助する。

(3) 認可外保育施設の限定について

国制度に基づいて、指導監督基準を満たさない施設でも5年間は無償化の対象とする。

3 影響額（通年）

（単位：百万円）

項目	歳入（増減）		歳出（増減）		影響額
認可保育所無償化	102	保育料減 国・都負担増	41	保育料減分 の運営費	61
多子世帯負担軽減	16	保育料減 都補助	12	保育料減分 の運営費	4
認可外保育施設無償化	442	国・都負担増	548	無償化に よる支出	▲106
認可外保育施設利用支援	98	都補助増			98

計 57百万円

4 保育料の改定について

令和元年10月1日から

5 今後の予定

条例改正後、令和元年9月24日（火）に、認可保育所等の対象世帯に対して無償になる旨の通知を発送予定

令和元年9月20日
こども未来部保育課

幼児教育・保育の無償化について

1 国制度の概要

(1) 認可保育所

3歳から5歳までの全てのこどもおよび0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化

※延長保育料や施設で実費徴収する費用については無償化の対象外

(2) 認可外保育施設

3歳から5歳までのこどもは月額3万7,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもは月額4万2,000円まで無償

2 本区の対応（案）

国の無償化とあわせて、認可保育園の利用児童に対して、区として以下の対応をおこなう。

(1) 副食費の取り扱い

公費負担とする。

(2) 東京都保育所等利用多子世帯負担軽減事業

国の無償化制度に上乗せする形で、第1子が小学生以上の場合、多子区分を拡大し、第2子保育料を半額、第3子保育料を無償とし、費用の一部を都が独自に補助する。

(3) 認可外保育施設の限定について

国制度に基づいて、指導監督基準を満たさない施設でも5年間は無償化の対象とする。

3 影響額（通年）

（単位：百万円）

項目	歳入（増減）		歳出（増減）		影響額
認可保育所無償化	102	保育料減 国・都負担増	41	保育料減分 の運営費	61
多子世帯負担軽減	16	保育料減 都補助	12	保育料減分 の運営費	4
認可外保育施設無償化	442	国・都負担増	548	無償化に よる支出	▲106
認可外保育施設利用支援	98	都補助増			98

計 57百万円

4 保育料の改定について

令和元年10月1日から

5 今後の予定

条例改正後、令和元年9月24日（火）に、認可保育所等の対象世帯に対して無償になる旨の通知を発送予定

令和元年9月20日
こども未来部保育課

幼児教育・保育の無償化について

1 国制度の概要

(1) 認可保育所

3歳から5歳までの全てのこどもおよび0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化

※延長保育料や施設で実費徴収する費用については無償化の対象外

(2) 認可外保育施設

3歳から5歳までのこどもは月額3万7,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもは月額4万2,000円まで無償

2 本区の対応（案）

国の無償化とあわせて、認可保育園の利用児童に対して、区として以下の対応をおこなう。

(1) 副食費の取り扱い

公費負担とする。

(2) 東京都保育所等利用多子世帯負担軽減事業

国の無償化制度に上乗せする形で、第1子が小学生以上の場合、多子区分を拡大し、第2子保育料を半額、第3子保育料を無償とし、費用の一部を都が独自に補助する。

(3) 認可外保育施設の限定について

国制度に基づいて、指導監督基準を満たさない施設でも5年間は無償化の対象とする。

3 影響額（通年）

（単位：百万円）

項目	歳入（増減）	歳出（増減）	影響額
認可保育所無償化	102 保育料減 国・都負担増	41 保育料減分 の運営費	61
多子世帯負担軽減	16 保育料減 都補助	12 保育料減分 の運営費	4
認可外保育施設無償化	442 国・都負担増	548 無償化に よる支出	▲106
認可外保育施設利用支援	98 都補助増		98

計 57百万円

4 保育料の改定について

令和元年10月1日から

5 今後の予定

条例改正後、令和元年9月24日（火）に、認可保育所等の対象世帯に対して無償になる旨の通知を発送予定

令和元年9月20日
こども未来部保育課

幼児教育・保育の無償化について

1 国制度の概要

(1) 認可保育所

3歳から5歳までの全てのこどもおよび0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化

※延長保育料や施設で実費徴収する費用については無償化の対象外

(2) 認可外保育施設

3歳から5歳までのこどもは月額3万7,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもは月額4万2,000円まで無償

2 本区の対応（案）

国の無償化とあわせて、認可保育園の利用児童に対して、区として以下の対応をおこなう。

(1) 副食費の取り扱い

公費負担とする。

(2) 東京都保育所等利用多子世帯負担軽減事業

国の無償化制度に上乗せする形で、第1子が小学生以上の場合、多子区分を拡大し、第2子保育料を半額、第3子保育料を無償とし、費用の一部を都が独自に補助する。

(3) 認可外保育施設の限定について

国制度に基づいて、指導監督基準を満たさない施設でも5年間は無償化の対象とする。

3 影響額（通年）

（単位：百万円）

項目	歳入（増減）	歳出（増減）	影響額
認可保育所無償化	102 保育料減 国・都負担増	41 保育料減分 の運営費	61
多子世帯負担軽減	16 保育料減 都補助	12 保育料減分 の運営費	4
認可外保育施設無償化	442 国・都負担増	548 無償化に よる支出	▲106
認可外保育施設利用支援	98 都補助増		98

計 57百万円

4 保育料の改定について

令和元年10月1日から

5 今後の予定

条例改正後、令和元年9月24日（火）に、認可保育所等の対象世帯に対して無償になる旨の通知を発送予定

令和元年9月20日
こども未来部保育課

幼児教育・保育の無償化について

1 国制度の概要

(1) 認可保育所

3歳から5歳までの全てのこどもおよび0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化

※延長保育料や施設で実費徴収する費用については無償化の対象外

(2) 認可外保育施設

3歳から5歳までのこどもは月額3万7,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもは月額4万2,000円まで無償

2 本区の対応（案）

国の無償化とあわせて、認可保育園の利用児童に対して、区として以下の対応をおこなう。

(1) 副食費の取り扱い

公費負担とする。

(2) 東京都保育所等利用多子世帯負担軽減事業

国の無償化制度に上乗せする形で、第1子が小学生以上の場合、多子区分を拡大し、第2子保育料を半額、第3子保育料を無償とし、費用の一部を都が独自に補助する。

(3) 認可外保育施設の限定について

国制度に基づいて、指導監督基準を満たさない施設でも5年間は無償化の対象とする。

3 影響額（通年）

（単位：百万円）

項目	歳入（増減）	歳出（増減）	影響額
認可保育所無償化	102 保育料減 国・都負担増	41 保育料減分 の運営費	61
多子世帯負担軽減	16 保育料減 都補助	12 保育料減分 の運営費	4
認可外保育施設無償化	442 国・都負担増	548 無償化に よる支出	▲106
認可外保育施設利用支援	98 都補助増		98

計 57百万円

4 保育料の改定について

令和元年10月1日から

5 今後の予定

条例改正後、令和元年9月24日（火）に、認可保育所等の対象世帯に対して無償になる旨の通知を発送予定

令和元年9月20日
こども未来部保育課

幼児教育・保育の無償化について

1 国制度の概要

(1) 認可保育所

3歳から5歳までの全てのこどもおよび0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化

※延長保育料や施設で実費徴収する費用については無償化の対象外

(2) 認可外保育施設

3歳から5歳までのこどもは月額3万7,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもは月額4万2,000円まで無償

2 本区の対応（案）

国の無償化とあわせて、認可保育園の利用児童に対して、区として以下の対応をおこなう。

(1) 副食費の取り扱い

公費負担とする。

(2) 東京都保育所等利用多子世帯負担軽減事業

国の無償化制度に上乗せする形で、第1子が小学生以上の場合、多子区分を拡大し、第2子保育料を半額、第3子保育料を無償とし、費用の一部を都が独自に補助する。

(3) 認可外保育施設の限定について

国制度に基づいて、指導監督基準を満たさない施設でも5年間は無償化の対象とする。

3 影響額（通年）

（単位：百万円）

項目	歳入（増減）	歳出（増減）	影響額
認可保育所無償化	102 保育料減 国・都負担増	41 保育料減分 の運営費	61
多子世帯負担軽減	16 保育料減 都補助	12 保育料減分 の運営費	4
認可外保育施設無償化	442 国・都負担増	548 無償化に よる支出	▲106
認可外保育施設利用支援	98 都補助増		98

計 57百万円

4 保育料の改定について

令和元年10月1日から

5 今後の予定

条例改正後、令和元年9月24日（火）に、認可保育所等の対象世帯に対して無償になる旨の通知を発送予定

令和元年9月20日
こども未来部保育課

幼児教育・保育の無償化について

1 国制度の概要

(1) 認可保育所

3歳から5歳までの全てのこどもおよび0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化

※延長保育料や施設で実費徴収する費用については無償化の対象外

(2) 認可外保育施設

3歳から5歳までのこどもは月額3万7,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもは月額4万2,000円まで無償

2 本区の対応（案）

国の無償化とあわせて、認可保育園の利用児童に対して、区として以下の対応をおこなう。

(1) 副食費の取り扱い

公費負担とする。

(2) 東京都保育所等利用多子世帯負担軽減事業

国の無償化制度に上乗せする形で、第1子が小学生以上の場合、多子区分を拡大し、第2子保育料を半額、第3子保育料を無償とし、費用の一部を都が独自に補助する。

(3) 認可外保育施設の限定について

国制度に基づいて、指導監督基準を満たさない施設でも5年間は無償化の対象とする。

3 影響額（通年）

（単位：百万円）

項目	歳入（増減）		歳出（増減）		影響額
認可保育所無償化	102	保育料減 国・都負担増	41	保育料減分 の運営費	61
多子世帯負担軽減	16	保育料減 都補助	12	保育料減分 の運営費	4
認可外保育施設無償化	442	国・都負担増	548	無償化に よる支出	▲106
認可外保育施設利用支援	98	都補助増			98

計 57百万円

4 保育料の改定について

令和元年10月1日から

5 今後の予定

条例改正後、令和元年9月24日（火）に、認可保育所等の対象世帯に対して無償になる旨の通知を発送予定

令和元年9月20日
こども未来部保育課

幼児教育・保育の無償化について

1 国制度の概要

(1) 認可保育所

3歳から5歳までの全てのこどもおよび0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化

※延長保育料や施設で実費徴収する費用については無償化の対象外

(2) 認可外保育施設

3歳から5歳までのこどもは月額3万7,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもは月額4万2,000円まで無償

2 本区の対応（案）

国の無償化とあわせて、認可保育園の利用児童に対して、区として以下の対応をおこなう。

(1) 副食費の取り扱い

公費負担とする。

(2) 東京都保育所等利用多子世帯負担軽減事業

国の無償化制度に上乗せする形で、第1子が小学生以上の場合、多子区分を拡大し、第2子保育料を半額、第3子保育料を無償とし、費用の一部を都が独自に補助する。

(3) 認可外保育施設の限定について

国制度に基づいて、指導監督基準を満たさない施設でも5年間は無償化の対象とする。

3 影響額（通年）

（単位：百万円）

項目	歳入（増減）		歳出（増減）		影響額
認可保育所無償化	102	保育料減 国・都負担増	41	保育料減分 の運営費	61
多子世帯負担軽減	16	保育料減 都補助	12	保育料減分 の運営費	4
認可外保育施設無償化	442	国・都負担増	548	無償化に よる支出	▲106
認可外保育施設利用支援	98	都補助増			98

計 57百万円

4 保育料の改定について

令和元年10月1日から

5 今後の予定

条例改正後、令和元年9月24日（火）に、認可保育所等の対象世帯に対して無償になる旨の通知を発送予定

令和元年9月20日
こども未来部保育課

幼児教育・保育の無償化について

1 国制度の概要

(1) 認可保育所

3歳から5歳までの全てのこどもおよび0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化

※延長保育料や施設で実費徴収する費用については無償化の対象外

(2) 認可外保育施設

3歳から5歳までのこどもは月額3万7,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもは月額4万2,000円まで無償

2 本区の対応（案）

国の無償化とあわせて、認可保育園の利用児童に対して、区として以下の対応をおこなう。

(1) 副食費の取り扱い

公費負担とする。

(2) 東京都保育所等利用多子世帯負担軽減事業

国の無償化制度に上乗せする形で、第1子が小学生以上の場合、多子区分を拡大し、第2子保育料を半額、第3子保育料を無償とし、費用の一部を都が独自に補助する。

(3) 認可外保育施設の限定について

国制度に基づいて、指導監督基準を満たさない施設でも5年間は無償化の対象とする。

3 影響額（通年）

（単位：百万円）

項目	歳入（増減）	歳出（増減）	影響額
認可保育所無償化	102 保育料減 国・都負担増	41 保育料減分 の運営費	61
多子世帯負担軽減	16 保育料減 都補助	12 保育料減分 の運営費	4
認可外保育施設無償化	442 国・都負担増	548 無償化に よる支出	▲106
認可外保育施設利用支援	98 都補助増		98

計 57百万円

4 保育料の改定について

令和元年10月1日から

5 今後の予定

条例改正後、令和元年9月24日（火）に、認可保育所等の対象世帯に対して無償になる旨の通知を発送予定

令和元年9月20日
こども未来部保育課

幼児教育・保育の無償化について

1 国制度の概要

(1) 認可保育所

3歳から5歳までの全てのこどもおよび0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化

※延長保育料や施設で実費徴収する費用については無償化の対象外

(2) 認可外保育施設

3歳から5歳までのこどもは月額3万7,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもは月額4万2,000円まで無償

2 本区の対応（案）

国の無償化とあわせて、認可保育園の利用児童に対して、区として以下の対応をおこなう。

(1) 副食費の取り扱い

公費負担とする。

(2) 東京都保育所等利用多子世帯負担軽減事業

国の無償化制度に上乗せする形で、第1子が小学生以上の場合、多子区分を拡大し、第2子保育料を半額、第3子保育料を無償とし、費用の一部を都が独自に補助する。

(3) 認可外保育施設の限定について

国制度に基づいて、指導監督基準を満たさない施設でも5年間は無償化の対象とする。

3 影響額（通年）

（単位：百万円）

項目	歳入（増減）	歳出（増減）	影響額
認可保育所無償化	102 保育料減 国・都負担増	41 保育料減分 の運営費	61
多子世帯負担軽減	16 保育料減 都補助	12 保育料減分 の運営費	4
認可外保育施設無償化	442 国・都負担増	548 無償化に よる支出	▲106
認可外保育施設利用支援	98 都補助増		98

計 57百万円

4 保育料の改定について

令和元年10月1日から

5 今後の予定

条例改正後、令和元年9月24日（火）に、認可保育所等の対象世帯に対して無償になる旨の通知を発送予定

令和元年9月20日
こども未来部保育課

幼児教育・保育の無償化について

1 国制度の概要

(1) 認可保育所

3歳から5歳までの全てのこどもおよび0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化

※延長保育料や施設で実費徴収する費用については無償化の対象外

(2) 認可外保育施設

3歳から5歳までのこどもは月額3万7,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもは月額4万2,000円まで無償

2 本区の対応（案）

国の無償化とあわせて、認可保育園の利用児童に対して、区として以下の対応をおこなう。

(1) 副食費の取り扱い

公費負担とする。

(2) 東京都保育所等利用多子世帯負担軽減事業

国の無償化制度に上乗せする形で、第1子が小学生以上の場合、多子区分を拡大し、第2子保育料を半額、第3子保育料を無償とし、費用の一部を都が独自に補助する。

(3) 認可外保育施設の限定について

国制度に基づいて、指導監督基準を満たさない施設でも5年間は無償化の対象とする。

3 影響額（通年）

（単位：百万円）

項目	歳入（増減）	歳出（増減）	影響額
認可保育所無償化	102 保育料減 国・都負担増	41 保育料減分 の運営費	61
多子世帯負担軽減	16 保育料減 都補助	12 保育料減分 の運営費	4
認可外保育施設無償化	442 国・都負担増	548 無償化に よる支出	▲106
認可外保育施設利用支援	98 都補助増		98

計 57百万円

4 保育料の改定について

令和元年10月1日から

5 今後の予定

条例改正後、令和元年9月24日（火）に、認可保育所等の対象世帯に対して無償になる旨の通知を発送予定

令和元年9月20日
こども未来部保育課

幼児教育・保育の無償化について

1 国制度の概要

(1) 認可保育所

3歳から5歳までの全てのこどもおよび0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化

※延長保育料や施設で実費徴収する費用については無償化の対象外

(2) 認可外保育施設

3歳から5歳までのこどもは月額3万7,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもは月額4万2,000円まで無償

2 本区の対応（案）

国の無償化とあわせて、認可保育園の利用児童に対して、区として以下の対応をおこなう。

(1) 副食費の取り扱い

公費負担とする。

(2) 東京都保育所等利用多子世帯負担軽減事業

国の無償化制度に上乗せする形で、第1子が小学生以上の場合、多子区分を拡大し、第2子保育料を半額、第3子保育料を無償とし、費用の一部を都が独自に補助する。

(3) 認可外保育施設の限定について

国制度に基づいて、指導監督基準を満たさない施設でも5年間は無償化の対象とする。

3 影響額（通年）

（単位：百万円）

項目	歳入（増減）	歳出（増減）	影響額
認可保育所無償化	102 保育料減 国・都負担増	41 保育料減分 の運営費	61
多子世帯負担軽減	16 保育料減 都補助	12 保育料減分 の運営費	4
認可外保育施設無償化	442 国・都負担増	548 無償化に よる支出	▲106
認可外保育施設利用支援	98 都補助増		98

計 57百万円

4 保育料の改定について

令和元年10月1日から

5 今後の予定

条例改正後、令和元年9月24日（火）に、認可保育所等の対象世帯に対して無償になる旨の通知を発送予定

令和元年9月20日
こども未来部保育課

幼児教育・保育の無償化について

1 国制度の概要

(1) 認可保育所

3歳から5歳までの全てのこどもおよび0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化

※延長保育料や施設で実費徴収する費用については無償化の対象外

(2) 認可外保育施設

3歳から5歳までのこどもは月額3万7,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもは月額4万2,000円まで無償

2 本区の対応（案）

国の無償化とあわせて、認可保育園の利用児童に対して、区として以下の対応をおこなう。

(1) 副食費の取り扱い

公費負担とする。

(2) 東京都保育所等利用多子世帯負担軽減事業

国の無償化制度に上乗せする形で、第1子が小学生以上の場合、多子区分を拡大し、第2子保育料を半額、第3子保育料を無償とし、費用の一部を都が独自に補助する。

(3) 認可外保育施設の限定について

国制度に基づいて、指導監督基準を満たさない施設でも5年間は無償化の対象とする。

3 影響額（通年）

（単位：百万円）

項目	歳入（増減）	歳出（増減）	影響額
認可保育所無償化	102 保育料減 国・都負担増	41 保育料減分 の運営費	61
多子世帯負担軽減	16 保育料減 都補助	12 保育料減分 の運営費	4
認可外保育施設無償化	442 国・都負担増	548 無償化に よる支出	▲106
認可外保育施設利用支援	98 都補助増		98

計 57百万円

4 保育料の改定について

令和元年10月1日から

5 今後の予定

条例改正後、令和元年9月24日（火）に、認可保育所等の対象世帯に対して無償になる旨の通知を発送予定

令和元年9月20日
こども未来部保育課

幼児教育・保育の無償化について

1 国制度の概要

(1) 認可保育所

3歳から5歳までの全てのこどもおよび0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化

※延長保育料や施設で実費徴収する費用については無償化の対象外

(2) 認可外保育施設

3歳から5歳までのこどもは月額3万7,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもは月額4万2,000円まで無償

2 本区の対応（案）

国の無償化とあわせて、認可保育園の利用児童に対して、区として以下の対応をおこなう。

(1) 副食費の取り扱い

公費負担とする。

(2) 東京都保育所等利用多子世帯負担軽減事業

国の無償化制度に上乗せする形で、第1子が小学生以上の場合、多子区分を拡大し、第2子保育料を半額、第3子保育料を無償とし、費用の一部を都が独自に補助する。

(3) 認可外保育施設の限定について

国制度に基づいて、指導監督基準を満たさない施設でも5年間は無償化の対象とする。

3 影響額（通年）

（単位：百万円）

項目	歳入（増減）	歳出（増減）	影響額
認可保育所無償化	102 保育料減 国・都負担増	41 保育料減分 の運営費	61
多子世帯負担軽減	16 保育料減 都補助	12 保育料減分 の運営費	4
認可外保育施設無償化	442 国・都負担増	548 無償化に よる支出	▲106
認可外保育施設利用支援	98 都補助増		98

計 57百万円

4 保育料の改定について

令和元年10月1日から

5 今後の予定

条例改正後、令和元年9月24日（火）に、認可保育所等の対象世帯に対して無償になる旨の通知を発送予定

令和元年9月20日
こども未来部保育課

幼児教育・保育の無償化について

1 国制度の概要

(1) 認可保育所

3歳から5歳までの全てのこどもおよび0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化

※延長保育料や施設で実費徴収する費用については無償化の対象外

(2) 認可外保育施設

3歳から5歳までのこどもは月額3万7,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもは月額4万2,000円まで無償

2 本区の対応（案）

国の無償化とあわせて、認可保育園の利用児童に対して、区として以下の対応をおこなう。

(1) 副食費の取り扱い

公費負担とする。

(2) 東京都保育所等利用多子世帯負担軽減事業

国の無償化制度に上乗せする形で、第1子が小学生以上の場合、多子区分を拡大し、第2子保育料を半額、第3子保育料を無償とし、費用の一部を都が独自に補助する。

(3) 認可外保育施設の限定について

国制度に基づいて、指導監督基準を満たさない施設でも5年間は無償化の対象とする。

3 影響額（通年）

（単位：百万円）

項目	歳入（増減）	歳出（増減）	影響額
認可保育所無償化	102 保育料減 国・都負担増	41 保育料減分 の運営費	61
多子世帯負担軽減	16 保育料減 都補助	12 保育料減分 の運営費	4
認可外保育施設無償化	442 国・都負担増	548 無償化に よる支出	▲106
認可外保育施設利用支援	98 都補助増		98

計 57百万円

4 保育料の改定について

令和元年10月1日から

5 今後の予定

条例改正後、令和元年9月24日（火）に、認可保育所等の対象世帯に対して無償になる旨の通知を発送予定

令和元年9月20日
こども未来部保育課

幼児教育・保育の無償化について

1 国制度の概要

(1) 認可保育所

3歳から5歳までの全てのこどもおよび0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化

※延長保育料や施設で実費徴収する費用については無償化の対象外

(2) 認可外保育施設

3歳から5歳までのこどもは月額3万7,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもは月額4万2,000円まで無償

2 本区の対応（案）

国の無償化とあわせて、認可保育園の利用児童に対して、区として以下の対応をおこなう。

(1) 副食費の取り扱い

公費負担とする。

(2) 東京都保育所等利用多子世帯負担軽減事業

国の無償化制度に上乗せする形で、第1子が小学生以上の場合、多子区分を拡大し、第2子保育料を半額、第3子保育料を無償とし、費用の一部を都が独自に補助する。

(3) 認可外保育施設の限定について

国制度に基づいて、指導監督基準を満たさない施設でも5年間は無償化の対象とする。

3 影響額（通年）

（単位：百万円）

項目	歳入（増減）	歳出（増減）	影響額
認可保育所無償化	102 保育料減 国・都負担増	41 保育料減分 の運営費	61
多子世帯負担軽減	16 保育料減 都補助	12 保育料減分 の運営費	4
認可外保育施設無償化	442 国・都負担増	548 無償化に よる支出	▲106
認可外保育施設利用支援	98 都補助増		98

計 57百万円

4 保育料の改定について

令和元年10月1日から

5 今後の予定

条例改正後、令和元年9月24日（火）に、認可保育所等の対象世帯に対して無償になる旨の通知を発送予定

令和元年9月20日
こども未来部保育課

幼児教育・保育の無償化について

1 国制度の概要

(1) 認可保育所

3歳から5歳までの全てのこどもおよび0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化

※延長保育料や施設で実費徴収する費用については無償化の対象外

(2) 認可外保育施設

3歳から5歳までのこどもは月額3万7,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもは月額4万2,000円まで無償

2 本区の対応（案）

国の無償化とあわせて、認可保育園の利用児童に対して、区として以下の対応をおこなう。

(1) 副食費の取り扱い

公費負担とする。

(2) 東京都保育所等利用多子世帯負担軽減事業

国の無償化制度に上乘せする形で、第1子が小学生以上の場合、多子区分を拡大し、第2子保育料を半額、第3子保育料を無償とし、費用の一部を都が独自に補助する。

(3) 認可外保育施設の限定について

国制度に基づいて、指導監督基準を満たさない施設でも5年間は無償化の対象とする。

3 影響額（通年）

（単位：百万円）

項目	歳入（増減）	歳出（増減）	影響額
認可保育所無償化	102 保育料減 国・都負担増	41 保育料減分 の運営費	61
多子世帯負担軽減	16 保育料減 都補助	12 保育料減分 の運営費	4
認可外保育施設無償化	442 国・都負担増	548 無償化に よる支出	▲106
認可外保育施設利用支援	98 都補助増		98

計 57百万円

4 保育料の改定について

令和元年10月1日から

5 今後の予定

条例改正後、令和元年9月24日（火）に、認可保育所等の対象世帯に対して無償になる旨の通知を発送予定

令和元年9月20日
こども未来部保育課

幼児教育・保育の無償化について

1 国制度の概要

(1) 認可保育所

3歳から5歳までの全てのこどもおよび0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化

※延長保育料や施設で実費徴収する費用については無償化の対象外

(2) 認可外保育施設

3歳から5歳までのこどもは月額3万7,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもは月額4万2,000円まで無償

2 本区の対応（案）

国の無償化とあわせて、認可保育園の利用児童に対して、区として以下の対応をおこなう。

(1) 副食費の取り扱い

公費負担とする。

(2) 東京都保育所等利用多子世帯負担軽減事業

国の無償化制度に上乘せする形で、第1子が小学生以上の場合、多子区分を拡大し、第2子保育料を半額、第3子保育料を無償とし、費用の一部を都が独自に補助する。

(3) 認可外保育施設の限定について

国制度に基づいて、指導監督基準を満たさない施設でも5年間は無償化の対象とする。

3 影響額（通年）

（単位：百万円）

項目	歳入（増減）	歳出（増減）	影響額
認可保育所無償化	102 保育料減 国・都負担増	41 保育料減分 の運営費	61
多子世帯負担軽減	16 保育料減 都補助	12 保育料減分 の運営費	4
認可外保育施設無償化	442 国・都負担増	548 無償化に よる支出	▲106
認可外保育施設利用支援	98 都補助増		98

計 57百万円

4 保育料の改定について

令和元年10月1日から

5 今後の予定

条例改正後、令和元年9月24日（火）に、認可保育所等の対象世帯に対して無償になる旨の通知を発送予定